

私たちは、技能に優れた鉄筋工事企業集団として、社会に貢献します。



POWER

改正建設業法
特別号

季刊誌パワー 発行所：公益社団法人 全国鉄筋工事業協会 〒101-0046 千代田区神田多町2丁目9番6号田中ビル4階
TEL 03-5577-5959 FAX 03-3252-9170 (令和8年1月30日発行)

改正建設業法

昨年12月12日から改正建設業法の全面施行により、労務費に関する基準（標準労務費）をベースにした見積もり・契約規制が施行されました。労務費の基準が本来目指す目的は、公共工事・民間工事を問わず、発注者と元請、元請と下請、下請間のすべての取引において賃金の原資である適正な水準の労務費を確保し、技能者に賃金が行き渡ることにあります。適正水準の労務費を技能者に支払うために、社会保険料や福利厚生費、教育訓練費など、企業の雇用にかかる必要経費を価格競争の原資にしない考え方こそが最も重要です。

私たちも若年者の確保・定着を目指し、一層の処遇改善を進める必要があるこのタイミングで、改正建設業法により国土交通省が労務費の基準を示したことは建設業にとって大きなチャンスであり、このチャンスを活かさなければ業界の将来はないと考えます。

これからの処遇改善、担い手の確保のために、国の後ろ盾ともいえる労務費の基準を見積もり交渉に積極的に活用し、若年者が入職・定着し、在職者が離職しないよう、他産業以上の賃金水準を実現していかなければなりません。「もらっていないから払わない」「もらったら払う」ではなく、「もらって払う」という姿勢を徹底していくことが次世代を守ることに繋がります。

言うまでもなく、鉄筋工事業は労務主体の職種であり、人こそが最大の財産です。次世代を担う若者を雇用し、優秀な技能者に育てていかなければ企業の存続はありません。国民生活の安全・安心を守る基幹産業である建設業において、若年層人材の確保なくして、エッセンシャルワーカーとしての責務を果たすことはできません。昨年、全鉄筋は創立60周年を迎えました。本年は新たな一歩を踏み出す年であり、建設業界のこれまでの商慣習を大きく変革するスタートの年でもあります。

会員企業が結束して取り組み、国民の負託に応えるべく、事業活動を推進してまいりましょう。

会長 岩田 正吾

第十九条 「原価に満たない請負代金の禁止」、ならびに「著しく短い工期の禁止」

第二十条 「著しく低い労務費などによる見積もり作成と変更依頼の禁止」

標準労務費とは

公共工事設計労務単価は毎年、公共事業労務費調査の結果をもとに改定されます。令和7年（2025年3月適用）改定版では、東京都の鉄筋工は32,600円となりました。

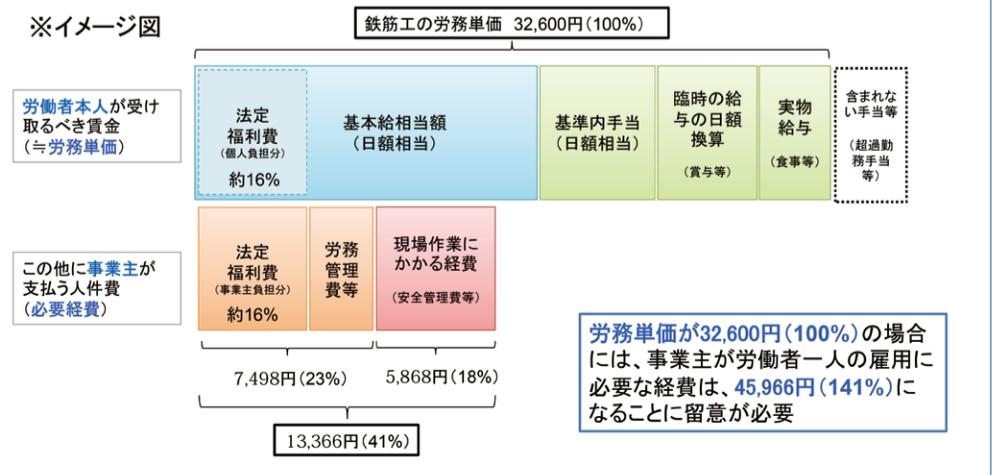
労務単価には、作業員の基本給相当額、通勤手当・家族手当などの基準内手当、賞与（臨時給与）などが含まれますが、時間外・深夜・休日労働の割増賃金、事業主が負担する社会保険料（法定福利費）、安全管理費などは含まれません。

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

東京単価

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値（所定内労働時間8時間）として労務単価を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費等）は含まれていない。
- 事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為

※イメージ図



改正建設業法第20条に基づき「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費は、法定福利費（事業主負担分）、安全衛生経費、建退共掛金であり、労務費・材料費と同様に内訳明示の対象となりました。

労務単価が32,600円（100％）の場合には、事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は、45,966円（141％）になります。

発注者と元請、元請と下請、下請間のすべての取引において事業主が下請代金に必要な経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為となります。

建設業の中長期的な担い手を確保するため、技能や野外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善が必要です。また、建設業の特性に対応した新たなルールとして、発注者・元請、1次下請、2次下請に適正な労務費と雇用経費が行き渡ることが重要とされました。

中央建設業審議会が「労務費に関する基準（同法34条）」を作成し、併せて「基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法20条、19条の3）」し、「違反した業者は指導・監督（同法28条）」、「発注者は勧告・公表（同法20条）」の対象となりました。

さて、【鉄筋工事における労務費の基準】について、便宜上、設計労務単価の鉄筋工事の東京都単価を例に説明しましょう。

右に示す通り、設計労務単価は鉄筋工32,600円/人日、普通作業員26,800円/人日（都道府県別）とします。

組立ての労務費単価：49,544円/t

$$(0.17人/t \times 26,800円/人日 + 1.38人/t \times 32,600円/人日)$$

加工の労務費単価：21,928円/t

$$(0.21人/t \times 26,800円/人日 + 0.50人/t \times 32,600円/人日)$$

鉄筋工事の労務費単価は、49,544円/t + 21,928円/t = 71,472円/tです。

雇用に必要な経費29,304円/t（41％）、鉄筋工事の経費を含めた労務費単価は、100,776円/tとなります。

すなわち、中央建設業審議会が勧告する「労務費に関する基準」に該当します。

但し、これでは会社が成り立ちません。

自社、下請のその他経費（一般管理費、利益等）を内訳明示した見積書を作成し、提出することになります。

鉄筋工事標準見積書

全ての要件を満足する鉄筋工事標準見積書は、他業種間の調整を経たのち、今年度内には会員企業の皆様へ届けられる予定です。

労務費とあわせて確保すべき「必要経費」の取扱い明確化

改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

○技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。
○この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。

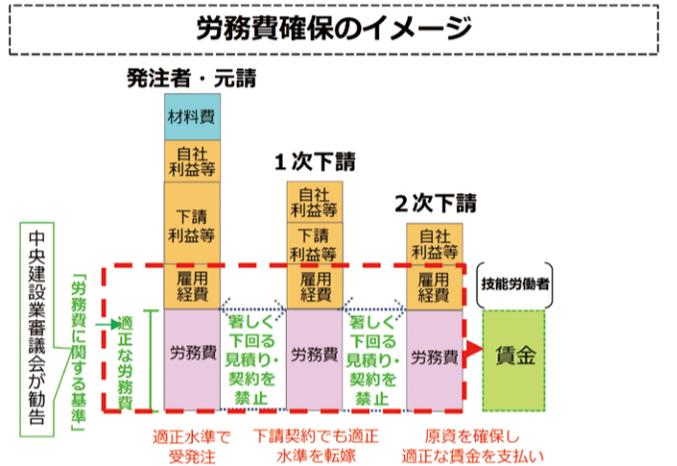
○また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要である。

＜工事価格の構成イメージ＞

労務費 ※法定福利費 (個人負担分を含む)	材料費	適正な施工に必要な原価として内訳を明示すべき経費 (法定福利費(事業主負担分)、安全衛生経費、建退共掛金)	その他経費 (本社経費、利益等)
-----------------------------	-----	--	---------------------

改正建設業法「令和7年12月施行分」説明会資料 抜粋

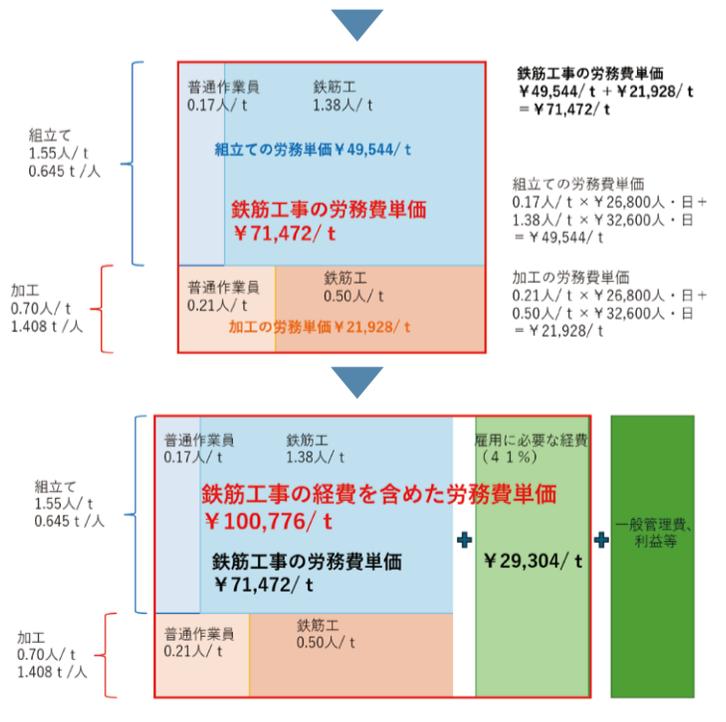
労務費が行き渡ることにより処遇の改善



鉄筋工事における労務費の基準 東京単価

工事の物種	鉄筋工事(建築)			
標準的な規模・仕様	鉄筋加工・組立			
構造	RCラーメン構造			
条件	階高3.5～4.0m程度			
(形状)	形状単純			
労務費の基準値(案)	71,472(円/t)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛(暫定値)(人・日/t)	設計労務単価(円/人・日)	施工単位当たり歩掛×設計労務単価(円/t)
	鉄筋工	1.88(0.50 [※])	32,600	61,288.00
	普通作業員	0.38(0.21 [※])	26,800	10,184.00
			合計	71,472.00

日当たり作業量(参考値)
1人/日
0.44人/日
0.17人/日
1.41人/日
0.41人/日



改正建設業法を後ろ盾に『鉄筋がやらなきゃ誰がやる』の精神で、会員企業が結束して取り組みましょう。これからは皆様のご尽力に掛かっています、よろしくお願い申し上げます。

標準労務費WGより